

一般財団法人士別市体育協会評議員会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市体育協会（以下「体育協会」という。）定款第16条第2項に基づきこの法人の評議員会運営に関して適法かつ円滑に進めていくことを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事は、止むを得ない事由がある場合を除き評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し必要な場合には意見を述べるものとする。

(招集通知)

第3条 評議員会を招集するには、会長は評議員会の開催日の10日前までに評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて評議員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

3 前項の規定にかかわらず評議員会は、評議員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第4条 評議員会の議長は、評議員会の都度、評議員の互選により選出する。

2 議長は、評議員会の決議に評議員として加わることはできない。

3 議長は、評議員会の開催に際し出席者数を確認しなければならない。

4 議長は、評議員会の秩序を維持し議事を整理すること。

(決 議)

第5条 評議員会の決議において可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会への報告事項)

第6条 理事は、一般社団、一般財団法人法並びに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第7条 理事及び監事は、評議員会において評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものであるとき、その他正当な理由があり、その理由が法令で定められているときは、その限りでない。

(事務局)

第8条 評議員会の事務局には、事務局職員がこれにあたる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。